

NO.	いただいたご質問・ご意見（分類）	区役所の見解・回答
<b>会議の設定や、資料表記、HP設定（告知、日程調整、ウェブ配信等）について</b>		
1	<p>・説明会やウェブ配信のことを、知らない人もいます。周知が行き届いていないのではないですか。</p>	<p>・今回の説明会については、地域内の小学校及び幼稚園・保育所を通じた周知を行うとともに、対象地域内の広報板へのポスター掲出、区役所ホームページとツイッターの発信、区広報誌「よどマガ！」8月号掲載により周知しましたが、結果として「参加者が少ない」ということについては、周知広報がまだ十分でなかったと反省しております。</p> <p>・今後の説明機会の際には、より多くの方にご参加いただけるよう、広報の仕方については、工夫いたします。</p>
2	<p>説明会の開始時間が午前10時だと、参加できない層もいるのに、なぜこの設定になったのですか。</p>	<p>・令和3年12月開催回は午後7時開催、令和4年5－6月開催回は午後3時開催としたところ、いずれの回でも「その時間帯では参加が難しい」というご意見をいただいたこともあり、今回の説明会は、これまで参加いただけていない層の方にお来しいただけるよう、開催時間帯を午前中としました。</p> <p>・また、8月下旬から9月上旬にかけて気温の高い時期であるため、熱中症リスクも鑑みて、気温が上がりきる前の午前10時からの開催としました。</p>
3	<p>この住民説明会について、次回以降も継続する場合は、区民まつり等のイベントの際に開催予定を周知してほしいです。</p>	<p>・今後の説明機会の際には、より多くの方に説明内容が伝わりますよう、広報の仕方については、工夫いたします。</p>
4	<p>説明会に子どもが参加しやすいように案内し、また子どもも発言していいようにしてほしいです。</p>	<p>・説明会へは保護者同伴であればお子様にもご参加いただけます。また、保護者責任のもとお子様が発言いただくことは可能です。</p>
5	<p>新型コロナウイルス感染症が収まる見込みが立たないのに、学校再編整備を進めるための説明会を行うのですか。</p>	<p>・子どもたちに、限られた小学校の在学期間をより充実した教育環境で過ごしてもらうため、新型コロナウイルス感染症の状況を慎重に見据えつつ、必要な取組は進めてまいります。</p> <p>・今回の説明会は、令和4年7月28日大阪府発出の「府民等への要請」を遵守し、感染防止対策の徹底など、開催可能な時期・方法・場所で行っています。</p>
6	<p>この説明内容について、学校行事や保護者・地域の集まる機会を活用して説明してほしいです。</p>	<p>・ご意見を参考に、説明機会の設定を工夫しながら、適宜、地域・保護者の皆様への説明責任を果たしてまいります。</p>

NO.	いただいたご質問・ご意見（分類）	区役所の見解・回答
7	説明資料に掲載しているQRコードが読み取れません。	・資料p6～9のQRコードについて、当該ページの掲載サイズを大きくするとともに、資料最終ページに再度大きく掲載するように修正しました。
8	区ホームページで、住民説明会の案内ページになかなか辿りつけないので、改善してほしいです。	・可能な限り、検索しやすく見やすいホームページになるよう改善に努めてまいります。
9	・区役所HPの令和4年5月開催説明会資料のリンクが切れています。作為的に消したのではないですか。	・作為的に削除したわけではなく、HP更新作業が重なった中で、誤ってリンクを解除してしまったと思われます。ご指摘後、すみやかに修復を行いました。
10	説明会のウェブ配信で、チャットやコメントをできるようにしてほしいです。	・大阪市の他部局が同様のライブ配信をしている事例に準じて、チャットやコメントを用いない方法でウェブ配信を行うこととしました。 ・ご意見・ご質問等ありましたら、メールまたはFAXで区役所まで文書でお寄せください。 メール：TL0002@city.osaka.lg.jp FAX：06-6885-0535
<b>説明会配付資料の表記や数値について</b>		
11	・資料P18では「計画の議決」、P19では「計画策定」と異なる用語で表記されていて、わかりにくいです。	・資料p18の「教育委員会会議による審議及び議決」表記に合わせ、p19が「学校再編整備計画策定」となっていたのを「学校再編整備計画議決」へと表記を修正しました。
12	・資料P21のグラフについて、平成25年度の数字から次の数字まで10年間の期間があいているのは、データ処理の仕方がおかしいのではないですか。	・資料p21のグラフについて、平成25年度から次の数字までの間に波線を入れることにより、複数年の期間が空いていることがわかるよう修正しました。

NO.	いただいたご質問・ご意見（分類）	区役所の見解・回答
13	<p>・資料P21以降の児童見込数は、転出入の予測が実態に合っているように思えないので、計算方法の説明と見直しをしてほしいです。</p>	<p>・児童数・学級数の推計値は、現状の0～5歳児までの乳幼児の数と過年度のデータをもとに、その校区ではおよそ何%くらいの乳幼児が、小学校入学時までに入転・転出等する傾向にあるか、係数として掛け合わせて算出した、令和4年5月1日時点での推計値です。</p> <p>・令和5年度以降の推計人数に関しては、過去10年間の1年生が2年生、2年生が3年生と学年が進行するごとの転出入の推移の割合を算出し、現在の人数を掛けて予測をした人数となっています。</p> <p>・あくまでも推計値であることから、今回の説明会時点での資料記載の人数と、実際の就学児童数との間にはずれが生じる場合があります。</p>
14	<p>市営西中島第2住宅はじめ複数の集合住宅で、近々の建替計画があると聞いています。それは児童数の推計に反映されているのですか。</p>	<p>・児童数・学級数の推計値において、本市でマンション等建設（予定）を把握している場合、一定以上戸数のマンション等建設計画については、児童数・学級数の推計値に反映しています。</p>
<b>区長と市教委、関係局、議員の連携・関わり</b>		
15	<p>区長や区役所職員は、この説明会をどのような立場で行っているのですか。教育委員会の教育専門職を説明会に同席させるべきではないですか。</p>	<p>・今回説明を行っている区長・副区長・担当課長はじめ区役所職員は、それぞれ淀川区担当教育次長・淀川区教育担当部長・淀川区教育担当課長など、教育委員会事務局の職務を兼務しています。淀川区役所職員でありつつ、教育委員会事務局職員の立場でも関わっています。</p> <p>・いただいたご意見について検討いたしましたが、主催者である淀川区役所として、教育委員会事務局の職員への出席依頼は行わないと判断いたしました。</p>
16	<p>学校活性化条例改正についての区長や職員の見解を聞かせてください。</p>	<p>・本市職員は、法令を遵守し、公正に職務を遂行することとなり、本市条例の内容の是非について見解を述べる立場にありません。</p>

NO.	いただいたご質問・ご意見（分類）	区役所の見解・回答
17	跡地活用の担当者を説明会に同席させるべきではないですか。	・跡地の有効活用については、学校再編整備計画案が議決されましたら、（仮称）跡地活用検討会議を立ち上げ、別途検討してまいります。
18	区内選出議員が考え方を示しているように、区役所は慎重に統廃合の手続きを進めるべきだと思います。	・区内選出議員からご要望いただいている点を踏まえ、学校再編整備計画案については、スケジュールありきとせず、保護者・地域住民の意見を十分に傾聴し、いただいたご意見を真摯に検討し、行政としての説明責任を果たしながら、慎重に手続きを進めてまいります。
19	学校活性化条例を決めた議員に説明会の場に出席してもらい、直接、考え方を聞かせてください。	・今回の説明会は、「子どもたちのより良い教育環境づくり」の観点から、淀川区役所としての学校再編整備計画案についてご説明し意見聴取する場として開催しています。
<b>条例の考え方、学校配置適正化の進め方について</b>		
20	学校配置の適正化は、誰のため何のために行うのか、その目的を教えてください。	・学校配置の適正化の趣旨目的については、「全市的にさらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくためには、子どもの教育環境改善の観点を第一に据え、行政が主体的に責任をもって解決を図る必要がある」ためであると指針（※）に示されています。
21	学校配置の適正化を行うことで、子どもたちがどのように発達をし教育環境をよくすることができるのか、具体的に示してください。	・令和2年の条例改正の趣旨は、学校規模の適正化を行うことにより、一定規模の子どもたちの集団が確保され、子どもたちが集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合うことを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、困難な問題に対応する中で、社会性や規範意識を身につけることが重要であるとしています。



NO.	いただいたご質問・ご意見（分類）	区役所の見解・回答
22	<p>大阪市の指針（※）により、市内で85校が統廃合の対象であると聞いています。淀川区でも、方針確定のもと、「統廃合する」という結論ありきで進めているのではないのですか。</p>	<p>・令和4年度学校現況調査（令和4年5月1日現在）の「適正配置対象校の区分」の中で、区分①～⑥に該当する適正配置対象校数は全市で84校となっています。</p> <p>・このうち区分①～⑤に該当している34校について、学校配置の適正化の取組みにおいて、学校施設の整備計画等を勘案した最短の時期の実施となる学校再編整備計画案を作成することが求められています。</p> <p>・淀川区では、西中島小学校が区分①、木川南小学校が区分③に該当しているため、学校配置の適正化の取組を進めているところです。</p> <p>・結論ありきとのご意見ですが、「令和10年度統合」というのは決定事項ではありません。説明責任を果たしつつ、聴取した意見を反映するなど、丁寧な手続きを踏んだ上で、子どもたちのより良い教育環境づくりの観点から、学校再編整備計画案を作成したいと考えております。</p>
23	<p>適正な学級規模について、25人以下の少人数学級制をもとに検討すればよいのではないのですか。</p>	<p>・大阪市立小学校の学級編制は、令和2年度までは法令等に基づいて、小学校1年生と2年生は1学級35人、3年生から6年生までは1学級40人を基準として実施していました。</p> <p>・その後法律の改正を受けて、国基準で全国的に35人学級に移行することとなりました。（ご意見の15～20人単位での少人数学級化は、国では進めていません）。</p> <p>・本市でもその国基準に基づき、令和4年度から令和7年度までの4年間をかけて、順次1学級あたり35人に引き下げられることとなりました。</p> <p>・今後、令和5年度は4年生、令和6年度は5年生と順次35人学級化を進め、令和7年度に全ての学年で35人学級となる予定です。</p>
24	<p>大阪市が財政難なので、経済的合理性の観点から、少人数学級制ではなく35人学級制を前提に、統合しようとしているのではないのですか。</p>	<p>・統合を行うか否かに関わらず、本市では国基準に基づき、学級編制を行うこととなっています。令和4年度からは順次35人学級化を進めており、令和7年度に全ての学年で35人学級となる予定です。</p> <p>・財政的な観点から35人学級化や学校適正配置を進めているわけではございません。</p>
25	<p>学校の適正規模について、大阪市では、文部科学省基準とは異なる「12-24学級」基準としている根拠を教えてください。</p>	<p>・学校教育法施行規則第41条では、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」とされており、自治体事情による弾力的な運用が可能となっています。</p> <p>・本市においては、平成20年6月に「今後の学校配置の適正化の進め方について（答申）」において、学校の適正規模に関して、「12学級から24学級までの規模」を適正規模として整理されています。</p>

NO.	いただいたご質問・ご意見（分類）	区役所の見解・回答
26	<p>木川南小学校を小規模モデル校として残すことはできないのですか。</p>	<p>・ご意見いただいた小規模モデル校とは、いわゆる「小規模特認校制度」を指しておられると理解します。</p> <p>・「小規模特認校制度」は、全国の様々な自治体で導入されている、「従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも選択を認めるもので、学校選択制の一類型」の例として、文部科学省が紹介している制度のことです。（平成27年、文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」P36注釈部）。</p> <p>・一方で本市では、有識者で構成する「大阪市学校適正配置審議会」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。本市では令和2年4月に条例・規則（※）を制定する中で、学校配置の適正化の進め方については「統合又は通学区域の変更」により行うこととし、児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。</p>
27	<p>市内の北区では、中之島西部地域に小中一貫校を設置する予定だと聞いています。淀川区でも、中学校と小学校を合わせて整備すれば、小学校をつぶさなくて済むのではないですか。</p>	<p>・ご意見いただいた中之島西部地域に設置予定の新たな学校は、「施設一体型小中一貫校」と位置づけられる、小学校と中学校の施設を同一敷地内に設置し、義務教育9年間を一貫して教育を行う指導形態の学校です。校舎施設のハード面の一本化に加えて、学校運営方針や学習内容などのソフト面も一本化することで、隣接型小中一貫教育をさらに発展させた教育に取り組むというものです。</p> <p>・一方、淀川区の学校適正配置対象校である西中島小学校・木川南小学校は十三中学校区にありますが、十三中学校区には5つの小学校（十三・野中・西中島・木川・木川南）があります。</p> <p>・十三中学校区において、「施設一体型小中一貫校」設置を実現するためには、中学校区内に5小学校全児童と1中学校全生徒を同一敷地内に収容でき義務教育9年間を一貫して教育を行える施設を整備する必要があることや、十三中学校・野中小学校・十三小学校については施設一体型小中一貫校化を必要とするソフト面のニーズが上がっていないことなどから、ご意見のような施設一体型小中一貫教育校として整備することはいたしません。</p>

NO.	いただいたご質問・ご意見（分類）	区役所の見解・回答
28	<p>3校を1校に統合してしまうのではなく、1校だけ廃校して2校を存続させることはできないのですか。</p>	<p>・大阪市では学級数が12～24学級を学校適正規模と規定していますが、淀川区では特に、西中島小学校と木川南小学校が、速やかな学校配置の適正化が求められる対象校となっています。</p> <p>・そこでまず適正配置対象校どうしである西中島小学校と木川南小学校の統合を考えましたが、この2校の統合では「12学級以上」という適正規模を満たすことができないため、3校以上の統合を考えることとなりました。</p> <p>・区役所として検討した結果、適正配置対象校である西中島小学校と木川南小学校の2校を、木川小学校校地に統合する案で検討を進めることとしています。</p>
29	<p>新大阪の開発など長期的な見通しをすると、学校跡地にマンションが建ったりして、木川小学校の児童数が急増する可能性があります。一度統合してしまった跡地を再度学校に戻すことは難しいので、統合せず学校を残してください。</p>	<p>・学校跡地の有効活用については、ご懸念のような事態を招かないよう、令和4年度に定められた本市ルール「売却が困難な学校跡地の活用については、売却のみではなく定期借地・借家による貸付手法を可能とすることで未活用状態を解消するとともに、地域の防災や活動拠点の必要性等も十分精査しながら学校跡地の有効活用を図る。」に則り、（仮称）跡地活用検討会議でしっかり検討してまいります。</p> <p>・いずれにせよ、今回お示した学校再編整備計画案により統合した場合の木川小学校の児童数は減少傾向にあり、令和10年度の推計値では21学級となっています。現時点では条例・規則（※）にある12から24学級の範囲内であり、基準を上回って児童急増することは想定できません。</p>
30	<p>・資料21ページを見ると、西中島小学校区では、R9年度に6学級となり複式学級が解消され、R10年度に全校生徒で77人と増加しています。長期的に見れば適正配置対象から外れる可能性があるのではないですか。</p>	<p>・西中島小学校について、ご意見のように令和9-10年度に児童数が増加し6学級となれば、区分①でなくなる可能性はありますが、それでも児童数は77名に留まる見込みであることから、「児童数が120名を下回り、今後とも児童数が120名以上に増加する見込みのない学校」である区分②として、引き続き適正配置対象校に該当し続ける見込みです。</p> <p>・令和2年度からの複式学級の状態が今後も続く見込まれること、今後も少子化傾向に起因して児童数の大幅な増加が見込めず、さらなる小規模化が進むことも想定されることから、早期に学校再編整備計画案を作成する必要があると考えております。</p>

NO.	いただいたご質問・ご意見（分類）	区役所の見解・回答
31	<p>西中島小学校・木川南小学校の木川小学校への統合を進めるということですが、もしも、十三小学校まで廃校になってしまったら、木川小学校に一極集中しないかと心配です。十三小学校は、統廃合の対象になっているのではないですか。</p>	<p>・十三小学校を対象に含むいわゆる「A B C案」については、令和2年の条例改正前に提起したもので、要件も手続きも条例を満たすものではありませんでしたので、区役所として令和2年8月に白紙撤回し、条例に沿った新たな学校再編整備計画案の原案を提案することとしました。</p> <p>・十三小学校については、規則（※）で「学級数及び児童数の推移を十分に考慮して適切な時期に策定すること」と定められた区分⑥に令和4年5月1日時点で該当しておりますが、校区内に高層マンションの建設が計画されており、「今後7学級以上になる」ことが見込まれていますので、今後の児童数の推移を注視してまいります。</p>
32	<p>十三校区で、戸数700戸のマンションが建築予定とのことですが、どのくらい児童増になると見込んでいるのでしょうか。実際は、私学やインターナショナルスクールに通うことも考えられるので、見込み通り児童数が増えるかどうかはわからないのではないですか。</p>	<p>・もと淀川区役所の跡地に建つマンションについては、建築事業者が本市に建築確認申請を行っている一定以上戸数のマンション等設計画に基づいて、児童数・学級数の推計値に反映しています。</p> <p>・なおご意見のように、実際には国・私立校就学、インターナショナルスクール就学や転入・転出などにより就学対象者が増減する可能性があることを踏まえ、今後の児童数の推移を注視してまいります。</p>
33	<p>十三小が「今後7学級以上が見込まれるため、統廃合の対象とならない」のであれば、西中島小学校・木川小学校も、単学級だからといって統廃合しなくても他の方法で学校適正配置はできるのではないですか。</p>	<p>・条例・規則・指針（※）により、区分①の西中島小学校と区分③の木川南小学校は、基本的には「統合」の手法により、学校再編整備計画案を作成することとしております。</p> <p>・十三小学校は、今後7学級以上になると見込まれる区分⑥に該当しており、今後の児童数の推移を注視してまいります。</p>



NO.	いただいたご質問・ご意見（分類）	区役所の見解・回答
34	<p>・十三中学校区は、宮原小学校や新高小学校など600人超の学校とも隣接していますので、十三中学校区内の5小学校間の校区割りまたは淀川区全体の校区割りを変更すれば、統廃合せずに済むのではないですか。校区割り変更の検討経過があれば、具体的に示してください。</p>	<p>・西中島小学校・木川南小学校の現状に対して、通学区域を変更することで適正配置対象校が解消できないか検討した経過は次のとおりです。</p> <p>（1）十三中学校区内の全児童数をもとに、「1学級あたり35名」として算出した学級数（R4.5.1現在推計値）： 1年154名（5学級）、2年182名（6学級）、3年166名（5学級）、4年176名（6学級）、5年174名（5学級）、6年168名（5学級）。</p> <p>十三中学校区の全小学校（5校）が適正規模校（全学年が複数学級）となるために必要な、「各学年10学級以上」を上回ることができない学年が生じるため、通学区域の変更のみで適正配置対象校を解消することはできません。</p> <p>（2）区内17小学校の全児童数をもとに、「1学級あたり35名」として算出した学級数（R4.5.1現在推計値）： 1年1,167名（34学級）、2年1,153名（33学級）、3年1,172名（34学級）、4年1,136名（33学級）、5年1,195名（35学級）、6年1,118名（32学級）。</p> <p>区内全ての小学校（17校）が適正規模校（全学年が複数学級）となるために必要な、「各学年34学級以上」を上回ることができない学年が生じるため、通学区域の変更のみで適正配置対象校を解消することはできません。</p> <p>・このように、どう校区割りを変更してもどこかの学校で単学級が生じる状況には変わりませんので、区役所としての学校再編整備計画案をお示ししております。</p>
35	<p>通学区域を定めず、通学校を自由に選択できるようにすれば、統廃合せずに済むのではないですか。</p>	<p>・国の学校教育法施行令第5条により、複数の小学校・中学校・義務教育学校を設置している市町村教育委員会は、就学予定者に対し、就学すべき小学校・中学校又は義務教育学校を指定する通知を行わなければならないと定められています。</p> <p>・本市においては「大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則」第3条により、「区長は、区内に住所を有する児童生徒等について、当該児童生徒等の通学区域校を就学校として指定するものとする」と定められていますので、通学区域を定めないことはできません。</p> <p>・なお淀川区では、定められた通学区域校とその校区の隣接する学校（隣接校）から就学希望校を選択できる「隣接区域選択制」により、学校選択制を採用しています。</p>

NO.	いただいたご質問・ご意見（分類）	区役所の見解・回答
36	<p>・区内で、実際に校区変更を行ったことがあると思います。直近の例を示してください。</p>	<p>・平成24年4月、宮原小学校の児童数増加が見込まれたことにより、宮原小学校・宮原中学校の校区の一部が、三国小学校・三国中学校の校区に変更される内容で、校区変更が行われています。</p> <p>・また、昭和57年4月、児童数増加に伴い新東三国小学校・宮原小学校・宮原中学校の3校が新設された際、この3校の近隣に立地する東三国小学校・西三国小学校・三国小学校・北中島小学校・西中島小学校・木川小学校・野中小学校の7小学校と東三国中学校・三国中学校・十三中学校の3中学校の校区の一部を調整し、新東三国小学校・宮原小学校・宮原中学校の3校の校区とする内容で、校区変更が行われています。</p>
37	<p>「児童数が少ない学校の方が安心だ」という選択肢がある方が良いので、学校選択制は引き続き行ってほしいです。</p>	<p>・現行の学校選択制（隣接区域選択制）については継続して実施してまいります。</p>
<p><b>聴取した意見と、再編整備計画案の扱いについて</b></p>		
38	<p>「意見が出尽くしたら」というのは、いつを想定しているのですか。</p>	<p>・子どもたちのより良い教育環境づくりの観点から、説明責任を果たしつつ聴取した意見を反映するなど、丁寧な手続きを踏んだ上で、学校再編整備計画案を作成したいと考えております。</p> <p>・具体的な時期について、スケジュールありきで考えてはおりませんが、子どもたちの教育環境を早急に改善する観点から、どこかの時点では「意見が出尽くした」と判断して結論を出してまいりたいと考えております。</p>
39	<p>「学校再編整備計画に施設の実施設設計など詳細な内容を書かねばならない」といったことは、条例で定められているのですか。</p>	<p>・条例・規則・指針（※）により、「学校施設の整備計画」は学校再編整備計画に記載する事項の一つとされていますが、施設の実施設設計など詳細にわたる記載までは必須とはされていません。</p>
40	<p>公選職ではない区長が、反対が多くある中で再編整備計画を実施することは「強行」です。</p>	<p>・学校再編整備計画案は条例等に基づき区長（区担当教育次長）が作成することとなっています。</p> <p>・「反対意見があれば学校再編整備計画案を提出しない」という考え方ではありません。</p>

NO.	いただいたご質問・ご意見（分類）	区役所の見解・回答
41	<p>区長の判断で、再編整備計画案を作成しない、あるいは白紙撤回するということとはできないのですか。計画案を出さなければ、罰則規定に触れるのですか。</p>	<p>・令和2年度に条例（※）等を改正した趣旨は、今後、全市的にさらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくためには、子どもの教育環境改善の観点を第一に据え、行政が主体的に責任をもって解決を図る必要があることから、学校配置の適正化の基準と進め方について定めることにあります。</p> <p>・小規模化が進んでいる西中島小・木川南小の教育環境を改善するため、この条例（※）に則って、区長（区担当教育次長）として、学校再編整備計画案を作成してまいります。</p> <p>・なお、条例・規則（※）に罰則規定はございませんが、大阪市職員として条例・規則（※）に従って手続きを進めてまいります。</p>
42	<p>子どもにも説明を聞く権利や意見を言う権利があるのに、子どもの意見を聞かずに判断するのはなぜですか。小学生への説明・アンケートは実施しないのですか。</p>	<p>・学校再編整備計画案について、児童を対象にアンケート調査を行ったり、その調査結果をそのまま計画策定に反映させるといったことは考えておりません。</p>
43	<p>「子どもの意見は聞かない」ということであれば、全戸配布式や区HPなどを活用して広くアンケートをとって、18歳以上の住民の意見を聞くべきです。</p>	<p>・学校再編整備計画案について、地域住民・保護者などに広くアンケート調査を行ったり、その調査結果をそのまま計画策定に反映させるといったことは考えておりません。</p>
44	<p>教員・学童保育など学校現場関係者の意見を聞くべきです。</p>	<p>・大阪市立学校園の教職員は、法令を遵守し公正に職務を遂行することとなっており、条例・規則（※）に則って手続きを進めている学校再編整備計画案について対外的に見解を述べる立場にありません。その上で、学校としての意見については、区役所から学校長に聴取してまいります。</p> <p>・また、民間事業者である学童保育関係者に対して、アンケート調査を行ったり、その調査結果をそのまま計画策定に反映させるといったことは考えておりません。</p>

NO.	いただいたご質問・ご意見（分類）	区役所の見解・回答
45	再編整備計画案には、反対意見がフィードバックされておらず、計画賛成の意見しか反映されていないです。計画案を変えないのなら、説明ではなく説得ではないですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の説明会は、再編整備計画案に盛り込む内容について区として説明責任を果たしつつ、子どもたちのより良い教育環境づくりの観点から、地域・保護者の皆様から聴取した意見を本案に反映するなど、丁寧な手続きを踏みつつ作成するために開催しています。</li> <li>・再編整備計画案をより良いものにするためにお寄せいただいたご意見については、資料P13－17のとおり、再編整備計画案の「7 その他（統合後の学校の教育方針・教育内容について）」として反映しております。</li> </ul>
46	「説明会に参加しているのは全員、反対派だ」と決めつけるなど、担当職員が誠意をもって答えているように見えません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誠意がないと受け取られました点については、大変申し訳ございません。区役所案への反対意見についても十分受け止めたうえで、説明内容の伝え方・表現の仕方について改善しながら、説明責任を果たしてまいります。</li> </ul>
<b>小規模校のメリット・デメリットについて</b>		
47	小規模校のデメリットばかり言われますが、大規模校である宮原小学校ではデメリットが生じていないのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3校を統合した場合の児童数は、令和10年度推計で、21学級、約621人と見込んでいます。各学年3学級程度の規模であり、条例・規則（※）で適正規模とされている「12～24学級」の範囲内となりますので、いわゆる「過大校」ではありません。現在19学級の宮原小学校も同じく、いわゆる「過大校」ではなく適正規模の学校です。</li> </ul>
48	小規模校であることや、学校を統合することによるメリットとデメリットを説明してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模校のメリットとしては、「学校としてまとまりやすい」「児童一人一人の生活実態が把握しやすい」などの利点があります。</li> <li>・小規模校にはメリットもありますが、「学び合いの機会の少なさ」「体育や音楽の集団学習の難しさ」「新しい人間関係を作る機会の少なさ」「クラス替えができず、人間関係が固定化しやすく、トラブルが生じると解消が困難」などの教育環境に関する課題があります。</li> <li>・これらの利点・課題から、令和2年4月に改正された条例（※）では、子どもたちが集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合うことを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、困難な問題に対応する中で、社会性や規範意識を身につけることが重要だとしています。</li> <li>・そこで、そういった子どもたちの育成のためには、「一定規模の子どもたちの集団が確保されていること」が望ましいとし、一定規模を「12から24学級」と定めて、11学級以下の学校については学校規模の適正化を図るとというのが、条例を定めた大阪市の方針です。</li> </ul>

NO.	いただいたご質問・ご意見（分類）	区役所の見解・回答
49	<p>小規模校だからということで、音楽や体育の授業に支障を生じることはあるのですか。</p> <p>多人数での実施が必要な授業が年間何コマかあるとしても、その時だけ複数学年合同で縦割りの工夫をしたり、3校合同にしたりすれば、統合しなくてもよいのではないですか。</p>	<p>・西中島小学校では、小規模校特有の課題を抱えつつも、子どもたちの教育内容を保障できるよう、下記に主な例としてあげたような工夫を重ねながら教育活動を行っています。</p> <p>（１）体育 5～7名の学年では、ゲーム形式の運動種目の単元ができないことや、12名の学年は1チーム4人編制としても偶数チームとならないことを考慮し、年間通じて原則隣接学年（低・中・高）での学習を進めている。</p> <p>（２）音楽 学年ごとに取り上げられている教材（合唱・合奏）が異なるため、隣接学年での学習は行わずに単独学年で実施している。伴奏や歌唱付きのCDも活用しながら、合奏や合唱の楽しさを味わわせたり、知識や技能の習得に向けて取り組ませたりしている。</p> <p>（３）学習発表会 隔年で開催している学習発表会は、少人数では内容が限定されてしまうため、隣接学年での取組としている。そうすることで、劇の役割も分担できたり、生活科や総合的な学習の内容についてもグループで分かれて調べ学習や報告する形式で取り組むことができている。</p> <p>（４）遠足 春の遠足は、これまで1年生は単独で実施していたが、児童数減少により付添人数が確保しにくくなったり、団体割引の活用ができなくなったりする課題があるため、複数学年で実施するように変更している。1・2年と3～5年という区分で実施しているため、学年が進んでも行先が重ならないよう、1・2年は2か所、3～5年は3か所の行先を設けている。</p> <p>秋の遠足は、全学年でのたてわり班オリエンテーリングを実施し、児童だけでポイントを周回するのに不安がないよう同じ行先を設定するとともに、各ポイントでの活動内容を変更させることで興味・関心が高まるように工夫している。</p> <p>・なお、ご意見のような3校合同授業を行う場合、実施先である学校までの往復徒歩移動時間として1時限分を割く必要があるため、年間通した教育課程編成を考えますと、「日常的に頻繁に合同授業を行えば統合しなくてもよい」と考えることには課題があります。</p>
50	<p>小規模校だから通わせたい保護者もいるのに、「小規模校＝悪」とする考え方はいかがなものかと思います。</p>	<p>・「小規模校＝悪」という考え方ではありません。</p> <p>・小規模校にはメリットもありますが、「学び合いの機会の少なさ」「体育や音楽の集団学習の難しさ」「新しい人間関係を作る機会の少なさ」「クラス替えができず、人間関係が固定化しやすく、トラブルが生じると解消が困難」などの教育環境に関する課題がありますので、子どもたちの教育環境をより良くするための観点から、区役所としての学校再編整備計画案をご説明しています。</p>



NO.	いただいたご質問・ご意見（分類）	区役所の見解・回答
51	<p>少人数学級の方が成績が上がるのではないですか。</p>	<p>・文部科学省の示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」(平成27年)には、小規模校のメリットとして「一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい」などの点はあげられていますが、その結果として小規模校ほど成績が上がるといった相関性にかかる記載はありません。</p> <p>・本市では「大阪市教育振興基本計画」(令和4年度～令和7年度)において、「『全国学力・学習状況調査』『大阪市小学校学力経年調査』『中学生チャレンジテスト』等、客観的・経年的に行われる 調査結果のデータを活用することにより、各学校や一人一人の児童生徒の状況を把握し、誰一人取り残さない学力の向上に向け、個に応じたきめ細かで継続した指導・支援を充実させていきます。」という方向性を示しており、引き続き、習熟度別少人数授業、個に応じたプリント教材などを活用しながら、「誰一人取り残さない学力の向上」に向け、取り組んでまいります。</p>

NO.	いただいたご質問・ご意見（分類）	区役所の見解・回答
<b>淀川区の少子化対策と、西中島小の小規模化の現状について</b>		
52	校区内の民地にファミリーマンションを誘致したり、市営住宅の建替・家賃助成をしたりといった子どもを増やす施策を行うことで、統廃合しなくても済むのではないのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所としても、将来の担い手である子どもたちの教育環境を向上させることが大切だと考えていますし、子どもが増える方策があるならそれが望ましいと考えるところです。その点については皆さま方と同じ考えです。</li> <li>・本市としては、限られた財源の中で、子どもたちや教育のために予算を使えるよう、様々な施策や工夫を進めているところです。（例：学校給食費の無償化の実施、未就学児を養育する世帯への特別給付金の支給、国に先駆けての3～5歳児の幼児教育の無償化、こども医療費助成、妊婦健康診査公費負担の拡充に向けた取組、子どもの貧困対策や児童虐待防止対策の推進など：「令和3年度 市政運営の基本方針」より。）</li> <li>・少子化により児童数が減少し、単学級になると、集団的に活動するのが困難になります。また、1人の教員が学級運営も学年運営も全て行わなければならない、非常に負担が大きくなります。そして児童数・教員数が減ると学校運営全体が非常に厳しくなります。</li> <li>・このような観点から、それぞれの学校の適正規模を維持する中で、より良い充実した教育環境を子どもたちに提供していくための取組を進めたいと考えています。また区役所として、引き続き子育て施策の充実とその周知に努めてまいります。</li> <li>・なお「校区内の民地にファミリーマンションを誘致を」というご意見について、民間が有する土地に自治体が住宅を建てられる権限はなく、区役所からは機会があれば「開発するのであればファミリーマンションを」と要望を伝えるよう努めますが、土地の用途については最終的には開発業者の判断に委ねることとなります。</li> </ul>
53	西中島小学校の児童数が減っている原因は何だと思いますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西中島小学校に限らず、児童数は全国的に減少傾向にあります。</li> <li>・その中でも十三中学校区については、1中学校に対し5小学校と小学校の数が多いことから、木川小学校を除く4校が単学級の小規模校となっています。</li> <li>・特に西中島地域は、新大阪駅があり大阪市の中でも一大ビジネス拠点として発展していくことが見込まれることから、民間の開発事業者から住宅地ではなくビジネス用地と捉えられることで、住宅数の少なさ、家賃の高さから、子育て世帯には住みにくくなっていると考えます。</li> </ul>
54	西中島小学校は私服で通えるという点をもっとアピールすれば、児童数減にならないのではないですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内17小学校のうち、標準服のない小学校は9校あり、標準服の有無をアピールするだけでは、児童数減少に歯止めをかけることは難しいと考えます。</li> </ul>

NO.	いただいたご質問・ご意見（分類）	区役所の見解・回答
55	<p>西中島小学校の子どもが減ったのは、学校選択制の説明の際に、区役所職員が「廃校になる」と口添えしたからではないですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の多くの地域で児童数が減少している現状があります。</li> <li>・ご意見のような、学校選択制にかかり、区役所職員が作為的な行為をしたという事実はありません。</li> </ul>
56	<p>資料P8の質問「説明会をすると西中島小学校や木川南小学校に就学する子どもが減るのではないか」に対して、あらためて回答し直してほしいです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校選択制については、「指定校よりも近いところにある学校だから」という理由で、違う校区の学校を選ばれるケースがあります。</li> <li>・西中島地域や木川南地域から木川小学校に通われるケースもあれば、逆に他校区から西中島小学校や木川南小学校を選択して通っているケースもあります。一概に西中島地域や木川南地域から違う校区の学校へ通う児童が多いわけではありません。</li> <li>・なお、説明を行うことのマイナス面での影響を憂慮されることは理解できますが、説明責任を果たさずに学校適正配置を進めることは考えていません。区役所として十分、原案をご説明し、意見交換をした上で計画案をまとめることが大切だと考えます。</li> </ul>

NO.	いただいたご質問・ご意見（分類）	区役所の見解・回答
<b>統合した場合の木川小学校の学級編制や配置ほか学校運営について</b>		
57	木川小学校は、今でも児童数が多くて、学校施設全般に余裕がない状態です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度の木川小学校全体の学級数・児童数は13学級・437人です。今回お示した学校再編整備計画案の原案では21学級・621人と想定しており、いずれも各学年2-3学級程度の規模の学校となっています。これは、条例・規則（※）で適正規模とされている「12～24学級」の範囲内の学校です。</li> <li>・統合を行った場合には、21学級・621人の児童全員を収容する必要がありますので、新たに校舎を増築し、不足する教室及びその他の施設設備を整備する必要があります。現段階では、校舎増築後の運動場面積は確定しておりませんが、区内の同規模の小学校と変わらない面積の確保に努めてまいります。</li> <li>・また増築により、学校運営上必要な教室等を引き続き確保するなど、教育委員会事務局と共に教育環境の整備を進めていきます。</li> </ul>
58	資料P9について、「同規模校の運動場平均面積11.2㎡」という数値も低レベルだと思います。校地・グラウンドを広げるなどしてもっと確保できないのですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現段階では、増築後の運動場面積は確定しておりませんが、区内の同規模の小学校と変わらない面積の確保に努めるなど、教育環境確保の観点から、教育委員会と協議をして対応してまいります。</li> <li>・なお、小学校の校地を拡大することはできません。</li> </ul>
59	現在の木川南小の図書室の環境は良く整備されています。統合後の木川小は、児童数が増えることとなりますが、木川南小のように良い図書室環境を整えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西中島小学校や木川南小学校の良い取組を木川小学校に引継ぎ、地域・保護者など皆さまの意見を聞きながら、より良い取組として新たな学校で展開していくよう働きかけるとともに、教育委員会事務局と共に教育環境の整備を進めていきます。</li> </ul>
60	統合したら通学距離が延びますし、踏切があるので、事故に遭う危険性も高まると思います。通学路を実際に点検して、詳細なデータのもと、通学路の安全確保について説明してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所として、学校・警察・各道路管理者と連携協力して、区内全小学校の通学路の危険箇所を点検し、ソフト・ハード両面での安全向上策を講じる「大阪市通学路安全プログラム」の取組を、平成24年度から行ってきています。</li> <li>・特に令和4年度は、統合した場合に通学区域が広がったり通学路が変更になったりすることを想定して、西中島小学校・木川南小学校・木川小学校の3校を対象に「大阪市通学路安全プログラム」に取り組んでおり、交通上・防犯上、安全確認が必要な箇所については、建設局、警察等関係先とともに現地点検しながら、安全確保に向けて取組強化を進めてきたところです。</li> <li>・引き続き、学校再編整備計画の議決後に設置予定の学校適正配置検討会議にて、現地点検などのデータをお示しし、ご意見をいただきながら、通学路の安全確保策を進めてまいります。</li> </ul>

NO.	いただいたご質問・ご意見（分類）	区役所の見解・回答
61	<p>小規模校である西中島小学校・木川南小学校から統合先の木川小学校に通うとなると、子どもたちの環境が激変します。新たな学校やクラスになじめず、不登校になったりしないような配慮が必要ではないですか。</p>	<p>・統合の前年度までに、3校の間で交流できる機会を設けるなど、児童になるべく心の負担をかけずに新しい学校に慣れてもらえるような対策を講じます。</p> <p>・また、教員体制における定数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、国から措置される基礎定数が基本となりますが、適正配置対象校と関係校の体制強化や、統合後の学校については、国の統合支援加配も活用し、適切な学習指導や生活指導の充実に努めてまいります。その他、個別の学校事情については、学校長よりヒアリングにおいて、実情を丁寧に聞き取り、実態に即した配置を行ってまいります。</p>
62	<p>統合後の学校では、校歌などが変更になったり、標準服を統一したりすることになるのでしょうか。</p>	<p>・今後、校章・校歌の変更や、統合後の標準服着用方針についてのご意見が出てきた場合は、学校再編整備計画の議決後に設置予定の学校適正配置検討会議においてご意見をいただきながら決めていくこととなります。</p> <p>・なお、学校再編整備により生じる新たな物品(標準服や通学に必要な学用品)がある場合は、保護者への負担軽減の観点から、教育委員会事務局で必要な予算措置を行うよう進めます。</p>



NO.	いただいたご質問・ご意見（分類）	区役所の見解・回答
<b>資料P18 学校配置の適正化の進め方フロー図</b>		
63	統合予定年次は、令和何年なのですか。	<p>・今回の説明会では、規則（※）で「学校施設の整備計画等を勘案した最短時期の実施となるよう学校再編整備計画を策定しなければならない」と定められていることから、学校再編整備計画の原案で進めた場合に、最短で学校再編整備計画案が議決し予算化されて、校舎の増築工事が完了する見込みの年度として、令和10年4月を例としてお示ししています。</p>
64	学校再編整備計画案の提出期限や公表時期は決まっているのですか。	<p>・学校再編整備計画案の提出時期について、スケジュールありきで考えてはおりませんが、子どもたちの教育環境を早急に改善する観点から、どこかの時点では「意見が出尽くした」と判断して結論を出し、丁寧な手続きを踏んだ上で、学校再編整備計画案を上程したいと考えております。</p> <p>・なお、学校再編整備計画案が教育委員会会議で議決されれば区役所ホームページにて公表することと指針（※）で定められています。</p>
65	今年度末まで残り半年間しかありませんが、2-3月市会に学校増築にかかる予算案を提出するつもりなのですか。	<p>・規則（※）で「学校施設の整備計画等を勘案した最短時期の実施となるよう学校再編整備計画を策定しなければならない」と定められていることから、最短で令和4年度中に学校再編整備計画が議決した場合の準備事務として、校舎増築工事の設計予算案について、2-3月市会に提出してまいりたいと考えております。</p>
66	資料P18フロー図について、中段の「学校再編整備計画の公表」後、下段の学校設置条例改正案「市会」上程までには、どれだけの期間を要するとか、条例改正案提出期限はいつとかといったスケジュール感やマイルストーンは決まっているのですか。	<p>・学校再編整備計画の公表から学校設置条例改正までの市会上程時期等スケジュール感やマイルストーン(中間目標など)について特に定められておりません。</p> <p>・なお、この間の学校再編事例において、学校設置条例の市会上程時期は、学校配置適正化実施時期の前年2月の市会において審議・議決するケースが多いです。</p> <p>・最短で令和10年4月の統合を見込む場合、この間の事例に準じると、令和9年2月市会へ上程することとなります。</p>

NO.	いただいたご質問・ご意見（分類）	区役所の見解・回答
67	増築予算が認められた段階で、廃校になると決定するのではないですか。廃校にならなくても増築予算はつくのですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の設置、廃止に関しては「大阪市立学校設置条例」を改正する必要があると、増築予算が認められることと、廃校決定とが直接リンクするわけではありません。</li> </ul>
68	現時点では明確に答えられない点について、教育委員会会議への上程直前の時点や、再編整備計画や予算が決定・公表された時点で、再度説明会を行ってほしいです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則・指針（※）に基づき、学校再編整備計画が教育委員会会議で議決されましたら、区役所ホームページにて公表し、その後、計画について意見を聴取する場としての学校適正配置検討会議を、原則公開で開催してまいります。</li> <li>・また、計画の進捗状況などについて、必要に応じて保護者・地域住民に説明や周知を行いたいと考えております。</li> </ul>
<b>資料P19 学校適正配置検討会議について</b>		
69	学校適正配置検討会議の委員数について、なぜ1校区上限5人以内となっているのですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校適正配置検討会議の委員定数については、規則（※）第7条第3項により、「委員の定数は、原則として、当該学校等のうち1の学校ごとに5名以内とし、会議ごとに定める。」と定められています。</li> </ul>
70	学校適正配置検討会議は、統合反対派の人も含めて委員構成してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校適正配置検討会議」の委員構成については、規則（※）第7条第2項に基づき、適正配置対象校・関係校の児童の保護者、地域の住民、学校協議会の構成員、教育委員会が適当と認める者の中から、適正配置対象校・関係校の校長の意見を聴いて、区長の推薦により教育委員会が委嘱することとなっています。</li> </ul>
<b>統合が決まった場合の跡地活用や地域課題について</b>		
71	学校適正配置のことと、跡地をどうするかということについては、セットにして案を示すべきではないですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の説明会では、子どもたちのより良い教育環境づくりの観点から、学校配置の適正化についてご説明しています。</li> <li>・代替機能の確保や跡地活用につきましては、学校再編整備計画案が議決されましたら、（仮称）跡地活用検討会議を対象校それぞれの地域ごとに開催して、地域の皆さまともしっかり議論して検討していきます。</li> </ul>

NO.	いただいたご質問・ご意見（分類）	区役所の見解・回答
72	西中島小学校は商業地にあり、事業者のニーズが高いと予想されるので、売却してしまうのではありませんか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度に、本市において「売却が困難な学校跡地の活用については、売却のみではなく定期借地・借家による貸付手法を可能とすることで未活用状態を解消するとともに、地域の防災や活動拠点の必要性等も十分精査しながら学校跡地の有効活用を図る。」との新たなルールが定められました。</li> <li>・学校跡地は地域の皆様の貴重な財産であることから、このルールに則り、学校再編整備計画案が議決されましたら、（仮称）跡地活用検討会議を立ち上げ、有効活用について検討してまいります。</li> </ul>
73	区長は「跡地を民間に売却しない」ということですが、区長が異動になれば結論が変わるのではないですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区長に異動があっても、令和4年度に定められた本市ルール「売却が困難な学校跡地の活用については、売却のみではなく定期借地・借家による貸付手法を可能とすることで未活用状態を解消するとともに、地域の防災や活動拠点の必要性等も十分精査しながら学校跡地の有効活用を図る。」に則り、（仮称）跡地活用検討会議での検討経過を引き継ぎながら、学校跡地の有効活用について組織的に検討してまいります。</li> </ul>
74	以前、大阪市所管だった土地が、旧統一教会にダミー会社を通じて売却されていた例があると聞いています。淀川区でも学校跡地が同様の事態になる可能性があるのではないですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校跡地の有効活用については、ご懸念のような事態を招かないよう、令和4年度に定められた本市ルール「売却が困難な学校跡地の活用については、売却のみではなく定期借地・借家による貸付手法を可能とすることで未活用状態を解消するとともに、地域の防災や活動拠点の必要性等も十分精査しながら学校跡地の有効活用を図る。」に則り、（仮称）跡地活用検討会議でしっかり検討してまいります。</li> </ul>
75	跡地を売却するかしないかの意思決定は、住民投票で決めるべきではないですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校跡地については、指針（※）により、「区長を中心とし、関係局とも連携を図りながら、その処分及び有効活用については、計画的に進めていかなければならない」「個々の学校跡地に係る地元の住民の意見や要望を十分に聞くなど柔軟な対応を行い、慎重に方策を検討していく」と定められています。</li> <li>・跡地活用に関わって、住民投票を行う予定はありません。</li> </ul>
76	学校は避難所として必要な施設です。学校が廃校となった場合に、避難所機能をどう確保するのか示してほしいです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設が、地域の住民の皆さまにとって地域の防災拠点となる機能を担ってきたことについて認識しています。</li> <li>・西中島・木川南地域の避難場所が確保されるよう、学校再編整備計画案が議決されましたら、（仮称）跡地活用検討会議を立ち上げ、防災拠点の確保について別途検討してまいります。</li> </ul>

NO.	いただいたご質問・ご意見（分類）	区役所の見解・回答
77	<p>東淀川区や生野区の話を見ると、避難所機能について、他の場所では代替確保できないので学校跡地を活用する方針であり、その場合、一つの学校跡地維持（施設劣化への対応など）に500万円必要だと聞いています。淀川区役所はそういったことをわかった上で今回の説明をしているのでしょうか。</p>	<p>・淀川区役所では、本市の「学校跡地活用にかかる定期借地制度等新ルールについて」（令和4年7月 契約管財局・教育委員会事務局）で示された、「既存校舎等の利用再開及び将来的に必要なコストの把握」の考え方に沿って、（仮称）跡地活用検討会議の立上げに向けて検討を進めております。</p>
78	<p>選挙の際の投票所として学校が使用されていますが、廃校となった場合はどうするのですか。</p>	<p>・対象地域での投票所機能については、学校再編整備計画案が議決されましたら、別途検討してまいります。</p>
79	<p>資料P19の「（仮称）跡地活用検討会議」は、聴取した意見を検討するだけですか。意見を尊重し実現する場ではないのですか。</p>	<p>・（仮称）跡地活用検討会議については、区役所から跡地活用方策などの方向性をお示しし、委員からいただいたご意見を、区役所として検討する上で反映させるという形で進めたいと考えております。</p>
80	<p>「（仮称）跡地活用検討会議」はいつ頃まで開催する予定なのですか。</p>	<p>・（仮称）跡地活用検討会議については、条例や規則での統一的な定めによるものではなく、これまで各区役所が地域性などに考慮して工夫して設置・開催してきているものです。                  ・最短で令和10年4月の統合を想定していることを踏まえて、開催期間など（仮称）跡地活用検討会議の枠組みは、今後、検討・整理してまいりたいと考えております。</p>

NO.	いただいたご質問・ご意見（分類）	区役所の見解・回答
<b>統合が決まった場合の地域の自主的活動や、学校で行われている各種取組の枠組みについて</b>		
81	統合後、学校で行われている「いきいき放課後事業」は、どうなるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いきいき放課後事業は、市内の市立小学校において、平日の放課後、土曜日・長期休業日にその小学校区に居住する児童の健全育成を図るため実施されている事業です。</li> <li>・したがって学校が統合される場合は、いきいき放課後事業は、統合後の学校で実施されることとなります。</li> </ul>
82	統合後、学校施設で行われている生涯学習ルーム事業や学校体育施設開放事業など、各種取組の枠組みはどうなるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生涯学習ルーム事業」「学校体育施設開放事業」「小学校区教育協議会－はぐみネット－事業」（以下、「学校開放3事業」とします。）の運営にかかる全市的な考え方については、小学校の諸施設を活用して、「学校を核とする教育コミュニティづくり」を目的として実施する事業です。</li> <li>・したがって学校が統合される場合は、「学校開放3事業」は、原則として統合後の学校で実施することになります。また、各事業の運営委員会は、それぞれの事業ごとに、校区で一つの組織に統合していただくこととなります。</li> </ul>
83	学校統合に伴って、町会組織も統合することになるのでしょうか。地域の自主活動、特に学校施設で行われている地域コミュニティ機能はどうなるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市では小学校単位の地域が多いですが、学校の統合と地域のエリアとは別だと考えています。</li> <li>・学校統合を受けて、地域の団体どうしの合意で統合されることはあるかもしれませんが、行政からそのようにお願いして組織統合していただくことはありません。</li> <li>・組織を統合するか否かに関わらず、学校統合後の新たな校区内における地域コミュニティ活動、子どもの活動をどうするかについては、地域どうしでご相談していただく必要があると考えております。</li> </ul>

※「回答・考え方」文中の「条例」「規則」「指針」は、それぞれ次の略称です。

条例： 大阪市立学校活性化条例

規則： 大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則

指針： 大阪市立小学校 学校配置の適正化の推進のための指針